

災害と損害保険

2024年6月23日（日）

東京海上日動火災保険株式会社

愛媛支店 エリア振興チーム（担当：矢野）

To Be a Good Company

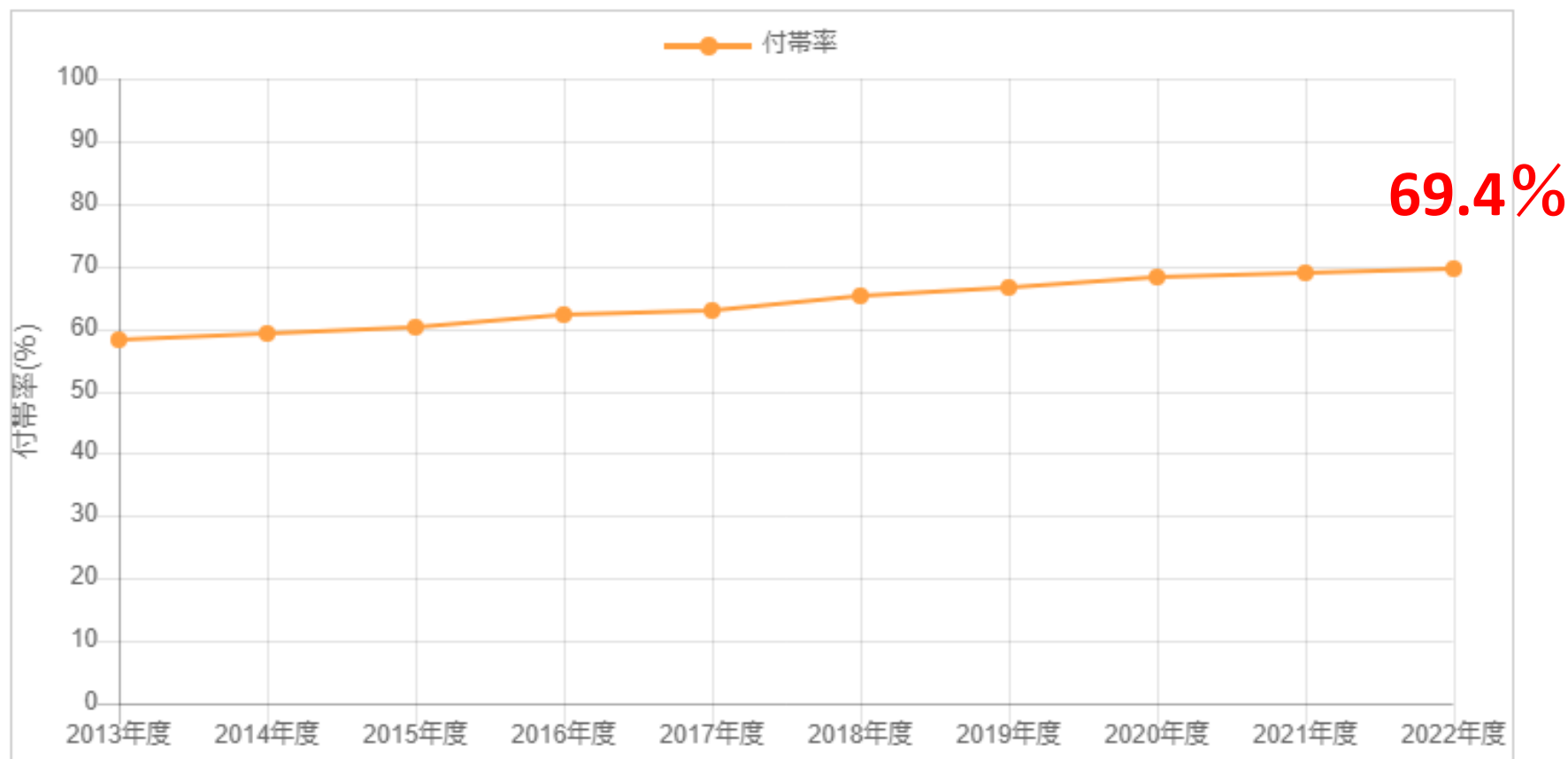


TOKIO MARINE
NICHIDO

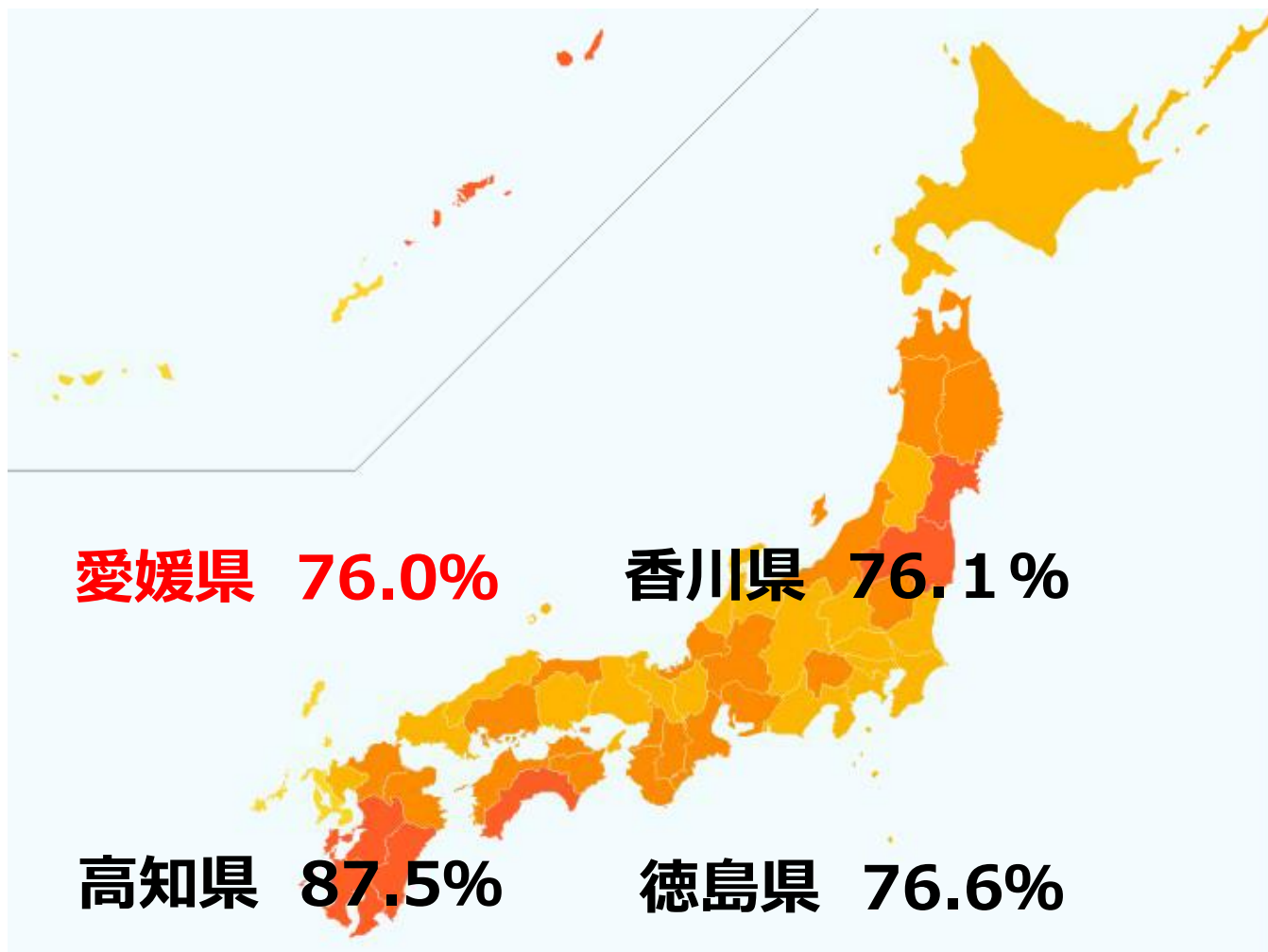
東京海上日動

地震保険付帯率推移

地震保険付帯率とは、当該年度中に契約された損害保険会社が扱う火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合を言います。



全国の地震保険付帯率



愛媛県内における地震付帯率

愛媛県	76.0
松山市	75.7
今治市	72.5
宇和島市	77.6
八幡浜市	80.4
新居浜市	73.8
西条市	77.3
大洲市	77.4
伊予市	79.4
四国中央市	75.9
西予市	80.5
東温市	77.4
郡部	81.7

地震保険の主な特徴

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする被害を補償する保険です。他の保険と異なる特徴は主に3つです

① 火災保険に付帯

地震保険は単独では契約できません。火災保険にセットして契約します



② 政府と損害保険会社が共同で運営

被災者の生活の安定に寄与することを目的に、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。
各保険会社の保険料や補償内容の条件は同じです



③ 実損補填ではない

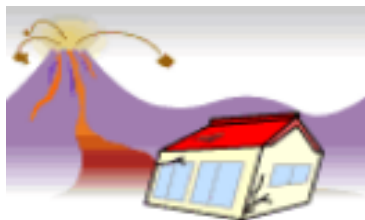
実際の修理費、再建費および再購入費ではなく、居住用建物または家財の損害区分（全損・大半損・小半損・一部損）に応じて定率的に保険金が支払われます



出所) 日本損害保険協会HP：[地震保険 | 日本損害保険協会 \(sonpo.or.jp\)](https://sonpo.or.jp)
財務省「地震保険制度の概要」：[地震保険制度の概要：財務省 \(mof.go.jp\)](https://mof.go.jp)

補償対象（1）

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償します



損壊

地震・噴火により家が損壊



流出

津波により家が流出



火災

地震により家が焼失






埋没

崖崩れにより家が埋没

補償対象（2）

地震保険の対象は居住用の建物と生活用動産（家財）です

判定	建物の種類	詳細
	居住用建物	住居のみに使用される建物および併用住宅
	生活用動産（家財）	居住用建物に收容されている家財。ただし、通貨、有価証券、預貯金証書、自動車、30万円を超える貴金属類等は除く
	付帯物（門・塀・垣）	付帯物は単独認定不可。建物の保険金額に付属物の金額が含まれていても、建物の主要構造部に損害がなければ保険金支払の対象外
	店舗・事業用建物	店舗や工場といった住居として使用されない建物は対象外

出所) 日本損害保険協会HPを参考に作成：[地震保険 | 日本損害保険協会 \(sonpo.or.jp\)](http://sonpo.or.jp)

保険金額と支払額

損害区分に応じて保険金額が決まります

(※2017年に法改正がなされたため、契約始期によって支払額の算出方法は異なります)

保険金額

- 地震保険の保険金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内
- 建物は5,000万円、家財は1,000万円が契約の限度額

支払額





2017年1月1日以降始期契約		2016年12月31日以前始期契約	
損壊区分	金額	損壊区分	金額
全損	地震保険金額の 100% (時価が限度)	全損	地震保険金額の 100%
大半壊	地震保険金額の 60% (時価の60%が限度)	半損	地震保険金額の 50% (時価の50%が限度)
小半壊	地震保険金額の 30% (時価の30%限度)		
一部損	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)	一部損	地震保険金額の 5% (時価の5%が限度)



※地震保険の保険期間は最長5年であるため、2022年1月1日以降の地震は全て4区分での支払となる。

損害認定の基準

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合を保険金として支払います。

損害の程度		認定の基準*1		お支払いする 保険金の額	
		建物	家財		
全損		建物の時価の 50%以上	焼失または流失した建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
大半損		建物の時価の 40%以上 50%未満	焼失または流失した建物の延床面積が 50%以上 70%未満	家財全体の時価の 60%以上 80%未満	地震保険保険金額の 60% (時価の60%が限度)
小半損		建物の時価の 20%以上 40%未満	焼失または流失した建物の延床面積が 20%以上 50%未満	家財全体の時価の 30%以上 60%未満	地震保険保険金額の 30% (時価の30%が限度)
一部損		建物の時価の 3%以上 20%未満	床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上 30%未満	地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

ご清聴いただきまして、
誠にありがとうございました。